

試 験 種 別	試 験 科 目
第 2 種 伝 送 交 換 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ (ア) なものとするとともにその公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその (イ) を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>

普遍的	利用者の利益	国民の利益	安定的
合理的	公共の利益	恒久的利益	公平

- (2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、業務の改善命令について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

総務大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者(以下「第二種電気通信事業者」という。)の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に① 第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者が② 国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、特別第二種電気通信事業者が電気通信設備の接続若しくは共用若しくは卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行っているため若しくは③ 第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

同法に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(3) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備を維持するための技術基準で確保されるべき五つの事項のうちの三つについて述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信事業の経営に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- B 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- C 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (工) 。

<(工)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(4) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、特別第二種電気通信事業者の登録及び管理規程について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書に事業計画書その他総務省令で定める書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。
 - () 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - () 総務省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様
 - () 電気通信設備の概要
- B 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の合理的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始後、速やかに総務大臣の確認を受けなければならない。
- C 特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付及び返納について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者、また、これらの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣の指定する指定試験機関が認定した者に交付される。
- C 総務大臣は、次の()又は()に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。
- () 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づく命令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者
- () 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

- (1) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、特別第二種電気通信事業者が総務大臣に報告を要する重大な事故について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

電気通信事業者は、電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨を①理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

この総務省令で定める重大な事故であって、第二種電気通信事業に関するものは、電気通信役務の提供を停止された利用者の数が当該第二種電気通信事業の②利用者の数の3分の1を超える事故であってその③停止時間が3時間以上のものである。

同法及び同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

- (2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、国際電気通信業務を利用する公衆の権利について述べたものである。同憲章に規定する内容に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、それぞれ下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、 (イ) 及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる (ウ) 又は特恵も与えることなく同一とする。

<(イ)、(ウ)の解答群>

個人的利益	優先権	収 益	私 報
料 金	特 典	既得権	報 酬

- (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、識別符号の定義について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律において、「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者(以下「利用権者」という。)及び当該アクセス管理者(以下「利用権者等」という。)に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

- A 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
- B 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号
- C 当該アクセス管理者の署名を用いて当該利用権者が定める方法により作成される符号

同法律に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (工) 。

<(工)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(4) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、第二種電気通信事業に関する事項について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (オ) である。

<(オ)の解答群>

第二種電気通信事業とは、第一種電気通信事業以外の電気通信事業をいい、一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業である。

一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、総務省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、総務省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様を記載した書類を添えて総務大臣に届け出なければならない。

総務大臣は、特別第二種電気通信事業を営むための登録申請書を提出した者が、電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

特別第二種電気通信事業者は、電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

総務大臣は、事業用電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合した設備に取り替えることを命じ、又はその使用を禁止し、業務の運用の停止を命ずることができる。

- (5) 次の文章は、電気通信主任技術者規則(これに基づく告示を含む。)に規定する、電気通信主任技術者の選任等について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(力)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信主任技術者の選任は、電気通信設備(線路設備及びこれに附属する設備を除く。)を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。また、線路設備及びこれに附属する設備を直接に管理する事業場にあつては、各事業場ごとに、当該事業場に常に勤務する者であつて、線路主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから行う。

上記の規定にかかわらず、次の()~()に適合する場合は、当該事業場を直接統括する事業場において電気通信主任技術者を選任し、又は他の事業場の電気通信主任技術者に当該事業場において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

- () 当該事業場を直接統括する事業場において選任される電気通信主任技術者又は当該事業場の電気通信主任技術者を兼ねることとなる者(以下「兼務主任技術者等」という。)が常に勤務する事業場から速やかに到達できること。
- () 当該事業場において直接に管理される電気通信設備に障害が生じた場合には、予備設備への切り換え等の災害防止のための応急措置が直ちに行われること。
- () 当該事業場に係る電気通信設備の工事、維持及び運用上必要な事項が兼務主任技術者等に (力) できるよう措置されていること。
- () 当該事業場の電気通信設備の巡視、点検及び検査の結果が兼務主任技術者等に報告されること。
- () その他、当該事業場が兼務主任技術者等による (キ) で支障ないように措置されていること。

<(力)、(キ)の解答群>

監督	試験	認定	文書で通報
運用	同時に通報	容易に連絡	監査

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の「他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止」について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある (ア) を送出するものであってはならない。
- () 事業用電気通信設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある (イ) を送出するものであってはならない。

<(ア)、(イ)の解答群>			
識別符号	高周波信号	巡回符号	電気信号
循環電流	自然雑音	電力、電圧又は電流	

(2) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、用語の定義について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A アナログ電話用設備とは、事業用電気通信回線設備(特別第二種電気通信事業にあっては、事業用電気通信設備)のうち、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力するものであって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。
- B 絶対レベルとは、一の実効電力の1ミリワットに対する比を絶対値で表したものをいう。
- C 直流回路とは、電気通信回線設備に接続して第一種電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障の対策」における予備機器について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。

(2点×2=4点)

通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その (工) することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各項目に掲げる機器については、この限りでない。

- () 専ら一の者の通信を取り扱う電気通信回線を当該交換設備に接続するための機器
- () 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその (オ) できる交換設備の機器

<(工)、(オ)の解答群>

疎通が確保	接続の正常性を確認	設備を改善
機器を改造	技術的条件に適合	機能を代替
故障状況を記録		

(4) 次のA、Bの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障」における耐震対策について述べたものである。内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。

(4点)

- A 事業用電気通信設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。
- B その故障等(損壊又は故障をいう。)により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信設備に関する耐震措置は、通常想定される規模の地震を考慮したものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい
A、Bいずれも正しい	A、Bいずれも正しくない

(5) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、電話用設備に接続されるアナログ電話端末の基本的機能及び発信の機能について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(キ)、(ク)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () アナログ電話端末の直流回路は、 (キ) ものでなければならない。
- () 自動的に選択信号を送出する場合にあっては、直流回路を閉じてから3秒以上経過後に選択信号の送出を開始するものであること。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当する (ク) を確認した後に選択信号を送出する場合にあっては、この限りでない。

<(キ)、(ク)の解答群>

発呼要求パケット	可聴音	保留音	巡回符号
発信を行うとき閉じ、応答を行うとき又は通信が終了したとき開く			
発信を行うとき開き、応答を行うとき又は通信が終了したとき閉じる			
発信又は応答を行うとき閉じ、通信が終了したとき開く			
発信又は応答を行うとき開き、通信が終了したとき閉じる			

問4 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の「他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止」について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によって接続設備を損傷するおそれのある場合は、 (ア) で動作する避雷器及び (イ) で動作するヒューズ若しくは500ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

70ミリアンペア以下	700ミリアンペア以下
7アンペア以下	7アンペア以上
直流500ボルト以下	直流500ボルト以上
交流500ボルト以下	交流500ボルト以上700ボルト以下

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障の対策について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

- () 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、①当該交換設備を維持し、又は運用する者がこれを認識することができ、かつ、通信の集中の規制又はこれと同等の処置が講ぜられるものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備についてはこの限りでない。
- () 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことのないよう②蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①、②の下線部分の語句は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

①のみ正しい

②のみ正しい

①、②いずれも正しい

①、②いずれも正しくない

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備における秘密の保持について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2 = 4点)

事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備又は自営電気通信設備を用いて容易にその情報を (工) することを防止するため、当該利用者のみを与えた (オ) その他の防止措置が講じられなければならない。

<(工)、(オ)の解答群>

電気通信番号の受信確認

知得し、又は破壊

端末設備の接続確認

認識し制御

端末符号の受信確認

交換し、又は管理

識別符号の照合確認

接続し制御

(4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、移動電話端末の基本的機能について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 発信を行う場合にあっては、発信を確認する信号を受信するものであること。
- B 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を受信するものであること。
- C 通信を終了する場合にあっては、チャンネル(通話チャンネル及び制御チャンネルをいう。)を切断する信号を送出するものであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。

内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (キ) である。

<(キ)の解答群>

電話用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

デジタルデータ伝送用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により、専ら音声又は音響の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

選択信号とは、主として相手の端末設備を指定するために使用する信号をいう。

呼設定用メッセージとは、呼設定メッセージ又は応答メッセージをいう。

- (1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する有線電気通信法の目的について述べたものである。同法に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を (ア) し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、 (イ) の増進に寄与することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>

国民の利便	統制	拡大
規律	利用者の利益	具体化
公共の利益	推進	公共の福祉

- (2) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、定義について述べたものである。同令及び同規則に規定する内容に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 高周波とは、周波数が (ウ) ヘルツを超える電磁波をいう。
- () 低周波とは、周波数が200ヘルツ以下の電磁波をいう。
- () 高圧とは、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超え、 (エ) ボルト以下の電圧をいう。
- () 低圧とは、直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下の電圧をいう。

<(ウ)、(エ)の解答群>

2,500	3,000	3,500
4,000	6,000	6,500
7,000	7,500	8,000

(3) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- A 架空電線の高さは、架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から3.5メートル以上でなければならない。
- B 架空電線の高さは、架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から6メートル(車両の運行に支障を及ぼすおそれがない高さが6メートルより低い場合は、その高さ)以上でなければならない。
- C 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがない高さでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(4) 次の()～()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線の離隔距離等について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () 架空電線は、他人の建造物との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。
- () 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との (カ) がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければ、設置してはならない。
- () 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線 (キ) 支持物に架設してはならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

- | | | | |
|------|------|------|-------|
| 離隔距離 | 水平距離 | 垂直距離 | 隣接位置 |
| より低い | と同一の | より高い | に近接した |

(5) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、屋内電線と屋内強電流電線との交差又は接近について述べたものである。 内の(ク)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 屋内電線が低圧の屋内強電流電線と交差し、又は30センチメートル以内の距離に接近する場合には、屋内強電流電線が、接地工事をした金属製の、又は絶縁度の高い管、ダクト、ボックスその他これに類するもの(以下、「管等」という。)に収めて設置されているときは、屋内電線は、屋内強電流電線を収容する管等に接触しないように設置しなければならない。
- B 屋内電線が高圧の屋内強電流電線と交差し、又は30センチメートル以内の距離に接近する場合には、屋内電線と屋内強電流電線との離隔距離は、15センチメートル以上となるように設置しなければならない。ただし、屋内強電流電線が強電流ケーブルであって、屋内電線と屋内強電流電線との間に絶縁性の隔壁を設置するとき、又は屋内強電流電線を絶縁管(絶縁性、難燃性及び耐水性のものに限る。)に収めて設置するときは、この限りでない。
- C 屋内電線が特別高圧の屋内強電流電線であって、ケーブルであるものから30センチメートル以内の距離に接近する場合には、屋内電線は、屋内強電流電線と接触しないように設置しなければならない。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ク) 。

<(ク)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない